

議第25号

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京都市長 門川大作

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1 図書施設の項中「月曜日及び木曜日（これらの日）」を「木曜日（木曜日）」に、「午前9時30分から午後7時まで」を「午前11時30分から午後7時まで」に改める。

別表第2 備考以外の部分中

10,790	13,820	16,020
8,270	10,790	12,250
830	1,040	1,150
940	1,360	1,460
830	1,040	1,150
200		

を

16,190	20,730	24,030
12,410	16,190	18,380
1,250	1,560	1,730
1,410	2,040	2,190

に改め、同表備考3中「ホール

1,250	1,560	1,730
300		

を」の右に「センターで行う催物の」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は同年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市久世ふれあいセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以後の使用に係る使用料でこの条例の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

提案理由

図書施設の開所時間を変更するとともに、使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。